

## 条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 20 年度
条 例 名	神奈川県交通安全対策会議条例		
条 例 番 号	昭和 45 年神奈川県条例第 45 号	法 規 集	第 4 編第 1 章第 3 節
所 管 部 局 室 課	安全防災局交通安全対策課		
条 例 の 概 要	交通安全対策基本法第 17 条第 5 項の規定に基づき、神奈川県交通安全対策会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性  (現在でも必要な条例か。)	交通安全対策基本法第 16 条第 1 項により都道府県に設置することとされている神奈川県交通安全対策会議（以下「会議」という。）について、同法第 17 条第 5 項の規定に基づき、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであり、必須の条例である。	
	有効性  (現行の内容で課題が解決できるか。)	会議は、県内の陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な大綱である神奈川県交通安全計画の作成及びその実施の推進等を図る上で有効な条例である。	開催状況 平成 17 年度 1 回 平成 18 年度 1 回 平成 19 年度 1 回
	効率性  (現行の内容で効率的といえるか。)	会議は知事を会長とし、委員は、関東管区警察局などの指定地方行政機関の長、県教育長、県警察本部長、県の部内の職員から指名された者、政令指定都市の長、市町村長及び消防機関の長のうちから任命された者等計 26 人で構成されており、効率的な運営を行っている。	委員数 26 人
	基本方針適合性  (県政の基本的な方針に適合しているか。)	「安全・安心」を主要施策に掲げる「神奈川県力構想」に適合するものである。	
	適法性  (憲法、法令に抵触しないか。)	交通安全対策基本法に基づく内容となっており、憲法、法令に抵触しないものである。	
	その他		
見 直 し 結 果	理 由	特 記 事 項	
	改正・廃止の必要はない。  改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 (無)